

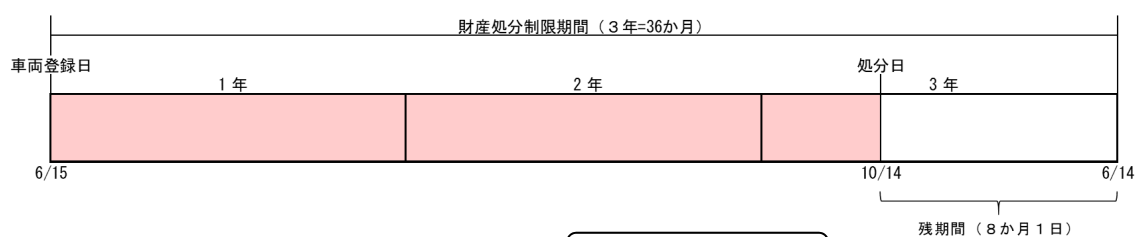
返還額の算定方法

返還金額は、

- ①処分時から財産処分制限期間（3年間）が経過するまでの期間に相当する分
- ②当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部

【①の返還金額算出例】

- ・ 車両登録日：6月15日
- ・ 処分日：3年目の10月14日 の場合



$$\begin{array}{rcccl}
 200,000\text{円} & \times & \frac{8\text{か月}}{36\text{か月}} & \div & 44,000\text{円} \text{（千円未満切捨て）} \\
 \text{（補助金額）} & & \text{（制限期間）} & & \text{（返還額）}
 \end{array}$$

※処分の種類

- ・ 交付の目的外使用（使用の本拠の位置の市外への変更、タクシーとして使用しない 等）
 - ・ 譲渡（所有者の変更 等）
 - ・ 交換
 - ・ 廃棄
 - ・ 貸し付け（処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更 等）
 - ・ 担保
- 等

※補助金の返還を求めない場合

- (1) 災害等により財産処分した場合
- (2) 過失割合が50%未満の事故により財産処分した場合
- (3) その他市長が特に認める場合